

下水道事業の経営健全化を目指して

下水道使用料の改定に係る自治会説明について（お願い）

広報北栄3月号（2月末発行）において、「続 下水道事業の経営健全化に向けて」と下水道使用料審議会の答申をお知らせしたところです。

この答申には、低所得者や高齢者世帯に配慮しながら、下水道料金の増額を求める内容となっています。

本町の下水道事業の現状や将来見通しを鑑みますと、審議会の答申内容のとおり、使用料の改定は避けて通れない問題と捉えております。

そこで地域整備課では、みなさんに下水道事業についてご理解をいただくため、職員が自治会に出向き、本町における下水道事業の現状説明を行いたいと考えております。

説明会を開催いただける自治会がありましたら、下記担当にまでご連絡いただきますようお願いいたします。

＊説明会は、自治会の開催希望日に実施させていただきます。

また、単独の説明会ではなく、役員会、老人クラブなどの会合の一部の時間をいただくことも可能です。

記

【答申の概要：平成29年1月12日】

- ① 下水道料金を平均11.1%改定する。
- ② 基本料金は、3,055円（現行2,910円）、超過料金221円（現行195円）とする。
- ③ 改定時期は、平成29年度とする。町民への周知徹底の期間を置くこと。
- ④ 平成40年代には資本費回収率100%を目指し、3年毎に検討を行うこと。

地域整備課 上下水道室
担 当：三谷 田中
電 話：37-3119

昨年7月、町長は「下水道使用料について」下水道使用料審議会へ諮問を行いました。
本年1月にその答申をいただき、示された主な内容について、皆さまにお知らせします。
なお、審議会からの答申（全文）は町ホームページからご覧いただけます。



答申：下水道使用料の改定（案）

使用料改定にあたり、低所得者及び高齢者世帯に配慮し基本料金の改定を低く抑えつつ総合的に検討を行い、使用水量ごとの使用料単価は、次のとおりとする。

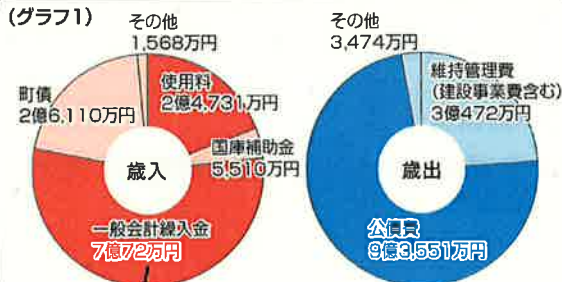
2ヵ月分の排除汚水量に対する使用料改定案（円）

（表1）

使用料区分	排除汚水量	改定前	改定後	差額	改定率
基本料金	20㎡まで	3,142 (2,910)	3,299 (3,055)	157 (145)	5.0%
超過料金	20㎡を超え 1㎡当たり	210.6 (195)	238.6 (221)	28 (26)	13.3%

※（ ）内は、消費税抜きの額

（グラフ1）



これは、平成27年度の下水道事業会計決算の割合を示したものです。
歳出の7割を占めている公債費は処理場や下水道管の建設に伴う起債（借金）の元利償還費（約9億3,500万円）です。この経費の約半分は使用料で賄うべきものですが、使用料収入では維持管理費でさえまかなうことができず、費用の不足分を一般会計、つまり税金で補填しています。

この状態は、下水道事業経営のみならず町全体の財政運営上の大きな問題となっています。

下水道事業は、住民生活に必要不可欠なインフラ事業であり、事業を継続的かつ安定的に実施していかねばなりません。審議会では、下水道事業の経営健全化のため、慎重に審議を重ねられた結果、低所得者や高齢者世帯に配慮した表1の改定案を答申されました。

町では、この答申を受けて、下水道使用料の改定などを検討し、引き続き下水道事業の経営健全化を進めていきます。

町…地域整備課

36—5566

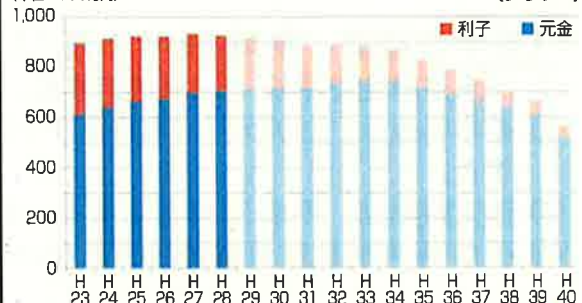
町の下水道事業は、昭和59年度の天神川流域公共下水道江北処理分区分から順次整備が進み、平成25年度の大栄処理区をもって完了しました。（普及率100%…下水道が利用可能な人口割合）

そして、その整備に伴う事業費は、これまで280億円超を費やし、起債残高（借金）は約112億5千万円となつていきます（平成27年度末現在）。

平成27年度 下水道事業特別会計決算状況

（単位：100万円）

（グラフ2）



グラフ2は、グラフ1の公債費の推移と今後の予定を示したものです。*

平成27年度にピークを迎え、減少に転じています。しかし、今後10年間の推移は、ほぼ横ばいであることから下水道事業会計の歳出ほとんどが公債費で占められており、財政が硬直化していることがわかります。

※平成28年度以降の起債分は含まれていません。

今後も処理場や下水道管の修繕などを行う必要があり、借金の返済は長期に渡ることが予想されます。